

雇児発第 0329003 号

平成 14 年 3 月 29 日

〔一部改正〕平成 19 年 3 月 29 日 雇児発第 0329003 号

平成 20 年 1 月 11 日 雇児発第 0111003 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に
対応した婦人保護事業の実施について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部を除き平成 13 年 10 月 13 日に施行され、配偶者暴力防止法の関連規定の要点等については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たっての婦人相談所等の対応について」（平成 13 年 9 月 27 日医政発第 963 号、雇児発第 642 号医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）において示したところである。

配偶者暴力相談支援センター等の関連規定が平成 14 年 4 月 1 日に施行となることに対応した婦人保護事業の実施については、下記の点に留意いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図り、運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、社会・援護局と協議済みであることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 婦人保護事業の対象者の範囲

- 1 配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも、売春防止法に基づき、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設において取り組ま

れてきたところであるが、平成14年4月1日からは、配偶者暴力防止法に基づく業務として位置づけられ（配偶者暴力防止法第2章参照）、当該業務に係る費用の支弁等も配偶者暴力防止法に基づき行われる（配偶者暴力防止法第27条、第28条参照）ことから、今般、「**「**婦人保護事業実施要領」、**「**婦人相談所設置要綱」及び**「**婦人保護施設設置要綱」の一部改正等について」（平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号厚生労働事務次官通知）により、婦人保護事業実施要領（昭和38年3月19日発社第34号厚生事務次官通知）、婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日発社第35号厚生事務次官通知）について、所要の改正を行った。

この結果、平成14年4月1日以降、婦人保護事業の対象となる女性の範囲は、以下のとおりであること。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
 - イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
 - ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
 - エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組まれないこと。

第2 婦人相談所

1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割

婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核機関として、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが求められていること。

また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応すること。

2 一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も行っている。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であることから、適切に実施されたいこと。

このほか、一時保護については第6の1を参照されたいこと。

なお、市町村が、地方自治法の規定に基づき、都道府県との協議により、条例に基づいて自ら婦人相談所を設置し、一時保護を実施することも可能であるので留意されたいこと。

3 市町村への支援

婦人相談所において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣することなどが考えられること。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましいこと。

4 配偶者からの暴力被害者に対する援助

婦人相談所においては、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うこと。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的な援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましいこと。

また、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対しては、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うこと。

さらに、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応されたいこと。

第3 婦人相談員

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされていることから、その十分な活用について、検討することが求められていること。また、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人相談員に求められることは、具体的には次のとおりである。

- ア 婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うこと。
- イ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとつ

での安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられるよう、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得、信頼関係に基づいて援助を行うこと。

ウ 問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うこと。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、配偶者暴力防止法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めること。

第4 婦人保護施設

配偶者暴力防止法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされており、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人保護施設に求められることは、具体的には次のとおりである。

ア 単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要であり、婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うこと。

イ 婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導などの援助を継続して実施することが望ましいこと。

第5 婦人保護施設最低基準省令の整備

1 配偶者暴力防止法の婦人保護施設の関連規定が平成14年4月1日に施行になることに伴い、前述の「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等についてにより、婦人保護事業実施要領の改正及び婦人保護施設設置要綱（昭和38年3月19日発社第36号厚生事務次官通知）の廃止を行い、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準省令」（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）として整備した（施行は平成14年4月1日）。

同省令第6条は、苦情への対応について規定しており、同条第1項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

- ア 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること
- イ 施設内における苦情解決のための手続の明確化
- ウ 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知

等の措置であること。

- 2 1のイにおける「苦情解決のための手続」としては、
- ・ 入所者からの苦情を受け付ける。
 - ・ 苦情を受け付けた者が、苦情内容及び当該入所者の意向等の確認を行う。
 - ・ 苦情を受け付けた者が、受け付けた苦情及びその対応状況等を施設長等苦情の解決に責任を持つ者に報告する。
 - ・ 苦情申出人と苦情の解決に向けて話し合う。
 - ・ 苦情を申し立てた入所者に対して、苦情への対応内容について通知する。

等の手順が想定され、「手続の明確化」の方法としては、施設内の規定への記載等が想定されること。

また、1のウの「周知」の方法としては、施設内の分かりやすい場所への掲示や、入所時等の機会を捉えた入所者への直接の説明等が想定されること。

- 3 事業者等が苦情解決に取り組むに当たっての具体的な方法に関する指針については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により別途通知されていること。

第6 個別的事項

1 一時保護

- (1) 婦人相談所の一時保護（配偶者暴力防止法第3条第4項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、第1の1のアからエまでに掲げる者について、以下の場合に行うものであること。

- ア 適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に

保護することが必要であると認められる場合

イ アの場合も含め、その者に対する最も適切な援助の施策を決定し、
婦人保護施設への収容保護又は関係機関等への移送等の措置が採ら
れるまでに、一定期間の入所が必要であると認められる場合

ウ 一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であ
ると認められる場合

エ 心身の健康回復が必要であると認められる場合

配偶者からの暴力被害者について一時保護の必要性を判断するに当た
っては、同人の心身の健康状態、配偶者からの追跡のおそれ、経済状態
等を総合的に勘案されたいこと。

- (2) 一時保護が行われる場合には、被害者本人が直接来所して申請する場
合のほか、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、
警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となる場合がある。い
ずれの場合でも、婦人相談所は、福祉事務所、警察等関係機関と速やか
に連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要であること。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を
目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の
確保、負担の軽減等に配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の
場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一
時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えるべきこと。

- (3) 一時保護に当たっては、被害者の状況、同伴する家族の有無等を勘案
し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民
間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することとさ
れたいこと。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心
して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう留意すること。

- (4) 一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定
し、婦人保護施設への収容保護や母子生活支援施設への入所又は関係機
関等への移送等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の指導、援助を行
うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託
先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をする
こと。

- (5) 配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託については、「配
偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規
定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働

省告示第254号)のほか、以下の点に留意されたいこと。

ア 婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。特に、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう十分配慮されたい。

また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

なお、被害者の状況を確認する際には、二次被害の発生の防止に十分留意願いたい。

イ 一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服の提供については、婦人相談所一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

一時保護委託施設は、入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関の訪問等のための入所者の移送を行う。

ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。

婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるよう援助内容を検討する必要がある。

エ 一時保護を委託する施設及び個別の入所者の秘匿性の確保が最大限図られる必要がある。

オ 同伴児及び同伴者について、本人と同一の施設に一時保護することが困難である場合、別の施設に同伴児及び同伴者の一時保護を委託することを検討する必要がある。ただし、本人が一時保護されていることが前提となる。

同伴児については、同時に児童虐待を受けている可能性もあるこ

とから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でない判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴児については、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

カ 一時保護を委託する施設の所在地が他の都道府県である場合、入所者の保護、援助に関する責任は、委託元の婦人相談所が有する。

- (6) 婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

このため、具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられるものであること。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられること。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐこととされたいこと。

2 婦人保護事業の実施者と関係機関等の連携協力

婦人保護事業実施要領や「婦人保護事業の実施に係る取扱いについて」(平成4年6月29日社生95号社会局生活課長通知)等を踏まえ、従前より、婦人保護事業の実施者は、福祉事務所その他の関係機関との緊密な連携を図り、民間団体等の協力も得ながら、また、他の都道府県とも連絡、協力して問題の解決に当たってきたところである。また、配偶者暴力防止法第9条は、被害者の保護を行うに当たって、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関が連携を図りながら協力するよう努めるべきことを定めている。

婦人保護事業の実施者と福祉事務所その他の関係機関の一層緊密な連携協力を推進されたいこと。